

2018 年 9 月 7 日
日本郵便株式会社

8 月 30 日からの大雨による災害に対する現金書留郵便物の料金免除の実施

8 月 30 日からの大雨による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、この度の大雨により被災された皆さまに対する救援対策を以下のとおり実施しますので、お知らせします。

1 内容

被災された皆さまに対する救援活動を支援するため、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施します。

送付先及び取扱期間は別紙のとおりです。

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含みます。）

なお、窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

3 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除

(1) 内容品

現金

(2) 取扱い

現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）

(3) 表示

表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの

(4) その他

ア 個人から差し出されたもの

イ 災害義援金の配分について条件を付していないもの

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-2328-86（フリーコール）

携帯電話から

0570-046-666（有料）

（受付時間 平日 8:00～22:00

土・日・休日 9:00～22:00）